

令和2年4月7日

## 知事メッセージ

本日、安倍総理が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を行い、本県も緊急事態措置の実施区域となりました。

本県の感染状況は、感染者数が229人（本日20人(21時時点)）であり、東京都や大阪府のような大幅な感染拡大ではないものの、感染経路の不明な症例、帰国者・若者の感染者が増加しており、予断を許さない状況です。

本県は本日の緊急事態宣言を受け、県対策本部会議を開催し、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を決定しました。

この方針に基づき、引き続き、県民の皆様の安全を最優先に、「クラスターの解消」、「感染者からの第2次感染の封じ込め」「海外帰国者対策」を中心に、感染拡大防止に向け取組をさらに強化して推進します。

県民の皆様には、国や県、市町から発信する情報を基に、冷静に行動していただくとともに、次の点についてご協力をお願いします。

### 1 外出のさらなる自粛

今一度、自らの行動の責任を自覚し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請し、帰省、旅行、会合を控えることをお願いします。

特に、感染が拡大している首都圏のほか、関西圏でも都市部などの人口密集地との不要不急の往来については、当面、自粛していただくようお願いいたします。

また、「三つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念がある集会、イベントへの参加の自粛をお願いいたします。

さらに、夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用を当面、控えるようお願いいたします。

## 2 冷静かつ適切な対応

医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止し、憶測やデマなどに惑わされないよう冷静な対処をお願いいたします。

また、医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医療品、生活必需品の買い占め等を行わないようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する不明・不安な点がある場合は、県が設置している24時間体制のコールセンター（078-362-9980）へご相談ください。

今後とも、国や関係機関と緊密に連携し、感染拡大防止に向けて迅速かつ的確に対応していきます。

